

審 査 基 準

令和7年3月1日作成

|             |                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 法 令 名       | 銃砲刀剣類所持等取締法施行令                                                          |
| 根 拠 条 例     | 第31条第2項                                                                 |
| 処 分 の 概 要   | 国際競技に参加する外国人に対する許可の期間                                                   |
| 原 権 者       | 埼玉県公安委員会                                                                |
| 法 令 の 定 め   | 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第30条（許可の期間の延長）  |
| 審 査 基 準     | 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。 |
| 標 準 処 理 基 準 | 2日（行政庁の休日を含まない。）                                                        |
| 申 請 先       | 申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課に提出してください。                                         |
| 問 合 せ 先     | 出入国港、又は、申請書提出先の所在地を管轄する警察署の生活安全課                                        |
| 備 考         |                                                                         |